

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成25年3月19日（諮問第109号）

答申日：平成25年12月13日（答申第71号）

事件名：特別養護老人ホーム〇〇〇医務関係事実確認聞き取り調査の復命書の
部分公開決定処分に対する異議申立てに関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、特別養護老人ホーム〇〇〇（以下「〇〇〇」という。）医務関係事実確認聞き取り調査の復命書（以下「本件対象文書」という。）について、部分公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成24年12月25日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、〇〇〇における平成24年の調査復命書、調査報告書について公開請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成25年1月8日、条例第10条第1項の規定に基づき、部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年2月25日、行政不服審査法（昭和37年法

律第160号)第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取り消し、本件対象文書の非公開部分を公開することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立人から提出された異議申立書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

今回の異議申立ては、ある施設の医療の問題として、異議申立人が経験した事案に関する書類についてのものである。その事案を解決してもらいたかったため、医療安全支援センター（以下「センター」という。）に相談したのだが、センターの職員には守秘義務があるということで、聞き取り調査をした内容についても教えてもらえず、調査の結果どうするのかということも分からず、相談に行っても相談にならない状況になっている。施設の中には年配の方やいろいろな病気を持っている方も入居しており、その人たちがされたことについて資料を集めているのだが、これは異議申立人個人の問題ではなく、今後の福祉や生命に関わる問題である。福祉施設の現状を知りつつ、入所されている人達の危険な状況を見て見ぬふりをしている訳にはいかないため、それを検証する意味でも公開は必要である。

本件対象文書のうち、〇〇〇が回答をした内容は、プライバシーの問題やその会社の不利益になるおそれがあるかもしれないため、公開できない

かもしれないが、公務員として、その施設に行ってどういう話をしたのか、
どういうことを聞いたのかについては、相談者の相談依頼に対しての聞き
取り調査であるため、隠す必要はないと思っている。異議申立人の依頼に
対して、県職員がその施設に行って、相談した内容について本当に聞いて
くれたのか、その実績を確認したいのであって、調査に対して、相手がど
のように回答したのかというところまでは求めていないつもりである。そ
の実績を書類上で明確に示してもらわなければ、この問題についてきちん
と調査をしてくれたのかが伝わってこない。また、県職員が判断した内容
は、プライバシーにも関わらないし、公開、非公開の判断は的確にしてほ
しい。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象文書について部分公開決定を行った理由を次のよう
に説明している。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、大仙保健所職員が、医務薬事課の依頼により同課の職
員に同行し、〇〇〇に対して聞き取り調査を行った際の復命書である。

本件対象文書には、相談者から同課内に設置されているセンターに対し
てなされた〇〇〇に対する要望事項とその確認した内容が記録されている
が、当該内容はセンターに寄せられた相談対応業務に係るものであり、セ
ンターの業務に属する文書である。

センターの業務を行う職員には、医療法（昭和23年法律第205号）
第6条の11第4項により守秘義務が課せられており、相談内容等につい
ては、公開の要素を持たないものである。

2 条例第6条第1項第1号（個人に関する情報）該当性について

入所時の病歴は、当該施設の入所者としては希有な疾患であり、個人の識別につながるため、条例第6条第1項第1号に該当し、非公開としたものである。

3 条例第6条第1項第2号（法人等に関する情報）該当性について

相談者の要望による、確認する内容及び確認した内容は、公開することにより〇〇〇の不当な評価となり、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められる情報であるため、条例第6条第1項第2号に該当し、非公開としたものである。

4 条例第6条第1項第8号（法令秘情報）該当性について

相談者の要望による、確認する内容及び確認した内容は、相談者からセンターへの相談内容及びその確認内容であるため、条例第6条第1項第8号に該当し、非公開としたものである。

センターに寄せられた相談内容については、医療法により、センターの職員には守秘義務が課せられている。本件対象文書は、相談者からセンターが受けた相談に関する情報であり、さらには、センターから提供された情報であるため、同号の法令秘情報に該当するものである。また、保健所職員が復命した調査内容はセンター職員が聞き取った情報であり、センター業務に属する情報である。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成25年 3月22日 諮問の受付
- (2) 同 年 4月25日 実施機関の非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年 9月12日 審議、実施機関が意見陳述

- (4) 同 年 1 1 月 8 日 審議
- (5) 同 年 1 1 月 2 2 日 異議申立人が意見陳述
- (6) 同 年 1 2 月 6 日 審議

第 6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、〇〇〇における調査の結果について、仙北地域振興局福祉環境部職員が作成した復命書である。

当審査会において見分したところ、本件対象文書は、復命書表紙及び「特別養護老人ホーム〇〇〇医務関連事実確認要旨（聞き取り調査）」と題する文書（以下「確認要旨」という。）からなっていることが確認された。

実施機関は、本件対象文書のうち、確認要旨中入所時の病歴を、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 6 条第 1 項第 1 号に該当するとして非公開としている。

また、確認要旨中相談者の要望による、確認する内容及び確認した内容を、法令の規定により公開することができないとされている情報であるため同項第 8 号に該当し、かつ法人等に関する情報であって、公開することにより当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため同項第 2 号に該当するとして非公開としている。

2 条例第 6 条第 1 項第 1 号（個人に関する情報）該当性について

本号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを非公開情報としている。

本号の趣旨は、個人の尊重という観点から、原則として、個人を識別することができる情報を非公開として取り扱うこととしたものである。

当審査会では、本件対象文書について、本号に該当することを理由として非公開とされている部分が、特定の個人を識別することができるものに該当するかどうか検討する。

確認要旨中入所時の病歴には、疾患名及び既往歴が記載されており、当該施設の入所者としては希有な疾患であることから、これらは特定の個人を識別することができる情報であるため本号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

3 条例第6条第1項第8号（法令秘情報）該当性について

本号は、法令若しくは条例の規定又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により公開することができないとされている情報を非公開情報としている。

本号の趣旨は、法令の規定等により公開することができないとされている情報については、この条例においても公開することはできないことを確定的に規定したものである。

本号の該当性について、実施機関は、医療法第6条の11第4項において守秘義務が課せられていることから公開することができない旨主張しているところ、秘密とは、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうものである。

当審査会では、本件対象文書について、本号に該当することを理由として非公開とされている部分が、医療法第6条の11第4項に規定する「秘密」として、法令の規定等により公開することができないとされている情報に該当するかどうか検討する。

相談者の要望による、確認する内容及び確認した内容には、相談者からセンターに対する相談内容及び当該相談に対してセンターが〇〇〇から聞

き取り調査した内容が記載されているが、これらは一般には了知されていない非公知の事項であり、これらを公開することにより、センターの基本方針である患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援することが困難になるおそれがあると認められることから、実質的に秘密として保護するに値すると認められる。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	秋田大学副学長
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士